

第九十号

徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年三月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県税条例（昭和三十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十四の表の第一号ホ中「いう。以下この表」を「いう。以下この条」に改め、同条に次の三項を加える。

- 2 法第五十二条第二項第一号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、法第五十二条第四項に規定する政令で定める日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における前項の規定の適用については、同項の表の第一号ホ中「資本金等の額が」とあるのは「法第五十二条第二項第一号に定める日（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、法第五十二条第四項に規定する政令で定める日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第二号から第五号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第五十二条第二項第一号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。
- 3 法第五十二条第二項第二号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同条第五項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第五十二条第五項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。
- 4 法第五十二条第二項第三号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第五十二条第二項第三号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第二十条の十七第一項中「除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハの表中「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の七・二」を「百分の六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハ中「百分の七・二」を「百分の六」に改める。

第二十条の三十に次の一項を加える。

- 9 法附則第十一条の四第五項において準用する法第七十三条の二十五第一項の規定による徴収猶予の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事対象住宅（以下この項において「改修工事対象住宅」という。）を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について同項に規定する改修工事で同項の政令で定めるものを行つた後、当該改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で同項の政令で定めるもの（以下この項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足りる書類を添付して、第二十条の二十七の規定により当該改修工事対象住宅の取得の事実を申告する際、併せて知事に提出しなければならない。

一 納税義務者の住所及び氏名又は名称

二 納税義務者が受けている宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項に規定する免許に係る免許証番号、免許の年月日及び有効期間

三 改修工事対象住宅の所在、家屋番号、種類及び床面積

四 改修工事対象住宅の取得年月日

五 その他知事が必要と認める事項

附則第十七項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十九項中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年四月一日」に、「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の二・二」を「百分の一・六」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の三・二」を「百分の二・三」に、「百分の七・二」を「百分の六」に、「百分の四・三」を「百分の三・一」に改める。

附則第三十五項から第三十七項までの規定中「第二十条の十四」を「第二十条の十四第一項」に改める。

第二条 徳島県税条例の一部を次のように改正する。

第二十条の十四第二項中「場合を除く。」の下に「又は第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第二十條の十六の五中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の下に「があるときは、その者」を加える。

第二十條の十七第二項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の二・五」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の六」を「百分の四・八」に改め、同條第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の四・八」に改める。

附則第十九項中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の二・五」とあるのは「百分の〇・九」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の二・三」を「百分の一・四」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に改める。

附則中第三十八項を第四十項とし、第三十七項を第三十九項とし、第三十六項を第三十八項とし、第三十五項の前の見出しを削り、同項を第三十七項とし、同項の前に見出しとして「(旧民法第三十四條の法人から移行した法人に係る法人の県民税の特例)」を付し、第三十四項の次に次の二項を加える。

(配当割の特別徴収の特例)

35 法附則第三十三條の二の二第一項の規定の適用がある場合における第二十條の十六の五の規定の適用については、同條中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

(株式等譲渡所得割の特別徴収の特例)

36 法附則第三十五條の三の三第一項の規定の適用がある場合における第二十條の十六の七及び第二十條の十六の八の規定の適用については、第二十條の十六の七中「選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七條の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で法第二十三條第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡対価等（以下この条及び次条において「特定株式等譲渡対価等」という。）の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第三十七條の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座の同條第六項に規定する契約不履行等事由による廃止（次条において「未成年者口座の廃止」という。）の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている同法第三十七條の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等」と、第二十條の十六の八中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」と、「年の翌年の一月十日（施行令第九條の二十第二項で定める場合にあつては、同項で定める日）」とあるのは「月の翌月十日」とする。

第三條 徳島県税条例の一部を次のように改正する。

附則第三十六項中「附則第三十五條の三の三第一項」を「附則第三十五條の三の四第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第五項の規定 平成二十八年一月一日

二 第二条中第二十条の十四第二項及び第二十条の十七の改正規定並びに附則第十九項の改正規定並びに附則第四項及び第七項の規定 平成二十八年四月一日

三 第三条の規定 平成二十九年一月一日

（法人の県民税に関する経過措置）

2 次項に定めるものを除き、第一条の規定による改正後の徳島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

3 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）第五十二条第一項の規定によつて申告納付する法人で法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの並びに新法第五十二条第二項の規定によつて申告納付する法人及び同条第三項の規定によつて納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の県民税についての新条例第二十条の十四第一項の規定の適用については、同項中「法第二十三条第一項第四号の五」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）第一条の規定による改正前の法第二十三条第一項第四号の五」とし、同条第二項及び第三項の規定は、適用しないものとする。

4 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の徳島県税条例（以下「二十八年新条例」という。）第二十条の十四第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（配当割に関する経過措置）

5 附則第一項第一号に掲げる規定による改正後の徳島県税条例第二十条の十六の五の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

6 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

7 二十八年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適

用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 8 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部が改正され、法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等が行われることに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。